



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

高等教育の修学支援新制度について

令和4年1月

高等教育局 学生・留学生課 高等教育修学支援室

高等教育の修学支援新制度について (実施時期：令和2年4月1日)

※大学等における修学の支援に関する法律（令和元年5月10日成立）

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 【支援内容】①授業料等減免制度の創設 ②給付型奨学金の支給の拡充
 【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
 【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
 国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

令和4年度予算額(案) 5,196億円

授業料等減免 2,671億円※
 給付型奨学金 2,525億円
 ※公立大学等及び私立専門学校に係る
 地方負担分(405億円)は含まない。

国・地方の所要額(案) 5,601億円

授業料等減免

○各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

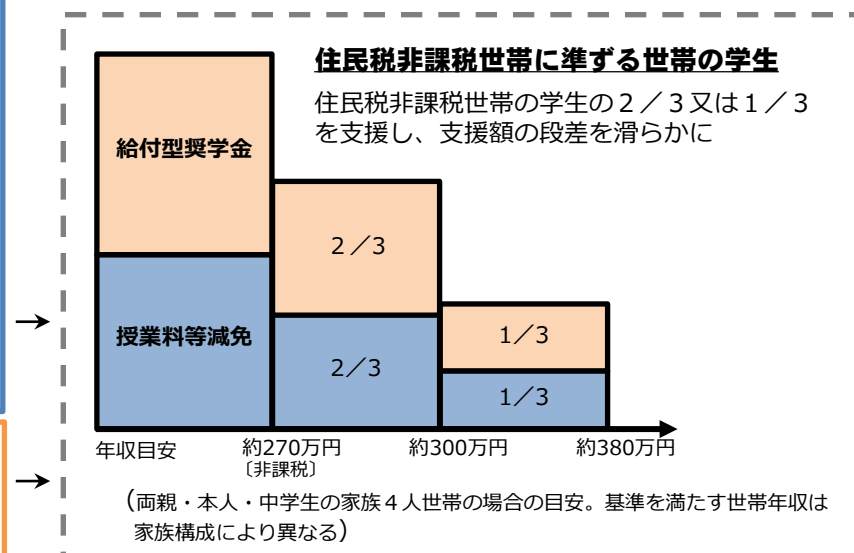
	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照 (http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

○ 支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し活躍できるように、学問追求と実践的教育のバランスの取れた質の高い教育を実施する大学等を対象機関とするための要件を設定。

1. 実務経験のある教員等による授業科目が一定数※以上配置されていること。

※ 4年制大学の場合、13単位（標準単位数124単位の1割相当）

* オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行う場合や、学外でのインターンシップや実習等を授業の中心に位置付けているなど、主として実践的教育から構成される授業科目を含む。

* 学問分野の特性等により要件を満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由を説明・公表することが必要。

2. 法人（大学等の設置者）の「役員」に外部人材が2人以上含まれること。

3. 授業計画書（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。

4. 関係法令に基づき作成すべき財務諸表等（貸借対照表、収支計算書など）や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を公表していること。

○ 教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について実質的に救済がなされることがないようにするための経営要件を設定。

▶ 次の3点いずれにも該当する場合は、対象機関としない。

① 直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナス（法人の決算）

② 直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナス（法人の決算）

③ 直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満※（大学等の状況）

※ 専門学校の経過措置 ～令和2年度：6割未満、令和3年度：7割未満、令和4年度～：8割未満

高等教育の修学支援新制度の対象機関について

令和3年12月24日現在

区分	学校数 (R3.12.24)	確認校数 (R3.4.1)	新規 確認校数 (R3年度)	確認取消校数 (R3年度)	確認校数 (R4.4.1)	(参考) 要件確認 割合
	A	B	C	D	E=B+C-D	E/A
大学・短期大学	1,091	1,065	6	1	1,070	98.1%
高等専門学校	57	57	—	—	57	100%
専門学校	2,686	1,965	54	7	2,012	74.9%

(注1) 学校数(R3.12.24)には、大学院大学(25校)、募集停止決定済(75校)、休校状態(86校)を含まない。また、廃校又は統廃合により確認校でなくなる予定の10校も含まない。

(注2) 令和3年12月24日現在における要件確認を受けた新設大学等(8校)についても、学校数(R3.12.24)、新規確認校数(R3年度)、確認校数(R4.4.1)に計上。

(注3) 確認大学等は、毎年5月1日から6月末までに更新確認申請書を機関要件確認者へ提出し、機関要件確認者は、8月下旬頃に次年度の確認大学等を公表する。

文部科学省 特設ホームページで、対象機関リストを公表しています。



支援措置の対象となる学生等の認定要件について

1. 家計の経済状況に関する要件

【所得】 以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が、以下の基準額に該当すること

(算式) 市町村民税の所得割の課税標準額×6%－(調整控除の額＋税額調整額)※
※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額＋税額調整額)に3/4を乗じた額となる。

(基準額) 第Ⅰ区分(標準額の支援) 100円未満
第Ⅱ区分(標準額の2/3支援) 100円以上～25,600円未満
第Ⅲ区分(標準額の1/3支援) 25,600円以上～51,300円未満

※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。

【資産】 学生等及びその生計維持者の保有する資産※の合計額が、以下の基準額に該当すること

(基準額) 生計維持者が2人の場合 2,000万円未満
生計維持者が1人の場合 1,250万円未満

※ 対象となる資産の範囲：現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額(不動産は対象としない)

2. 学業成績・学修意欲に関する要件 (採用時)

※ 認定後は、適格認定の基準により学業成績等を確認し、これに基づき支援の継続の可否を判定する

予約採用 高校3年生	在学採用 1年生	在学採用 2～4年生
---------------	-------------	---------------

高校2年次(申込時)までの評定平均値が、

3.5以上 ... 進路指導等において学修意欲を見る。

3.5未満 ... レポート又は面談により学修意欲を確認する。

〔高卒認定試験を経て大学等へ進学しようとする者については、高卒認定試験の受験・合格をもって、学修意欲があるものとみなす。〕

次の①から④までのいずれかに該当すること

- ① 高校の評定平均値が3.5以上であること
- ② 入学試験の成績が入学者の上位1/2以上であること
- ③ 高卒認定試験の合格者であること
- ④ 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

次の①か②のいずれかに該当すること

- ① 在学する大学等における学業成績について、GPA(平均成績)等が上位1/2以上であること
- ② 次のいずれにも該当すること
 - a. 修得単位数が標準単位数※以上であること
※ 標準単位数＝卒業必要単位数／修業年限×申請者の在学年数
 - b. 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

※ ただし、①又は②に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が適格認定の基準において「廃止」に該当する場合には、不採用とする。

※ 災害、傷病その他のやむを得ない事由により②aに該当しない場合には、②bに該当することで足りる。(「災害、傷病その他のやむを得ない事由」には今般の新型コロナウイルス感染症の影響によるものを含む)

3. 国籍・在留資格に関する要件

- ① 日本国籍を有する者
- ② 法定特別永住者として本邦に在留する者
- ③ 永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- ④ 定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準ずる者とその者が在学する学校の長が認めたもの(＝将来永住する意思があると認められた者)

4. 大学等に進学するまでの期間に関する要件

- ① 高校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、確認大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者
- ② 高卒認定試験合格者等については、当該試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格の日までの期間が5年を経過していない者(5年を経過した後も引き続き進学しようとする大学等における学修意欲を有する者として日本学生支援機構が認める者を含む。)であって、合格した年度の翌年度の末日から確認大学等に入学した日までの期間が2年を経過していないもの
- ③ 「個別の入学資格審査」を経て大学等への入学を認められた者については、20歳に達した年度の翌年度の末日までに確認大学等へ入学した者

支援対象者の要件(個人要件)等

【学業成績・学修意欲に係る要件】

- 支援措置の目的は、支援を受けた学生が大学等でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになること。
進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲や進学後の十分な学修状況をしっかりに見極めた上で学生に対して支援を行う。
- 高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により本人の学修意欲や進学目的等を確認する。
- 大学等への進学後は、その学修状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切る。

学業成績の基準	
廃止 (支援 打ち切り)	次の1～4のいずれかに該当するとき 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと 2. 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること 4. 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること ※上記のうち、学業成績等が著しく不良である場合は、学年の始期に遡って取り消す。
警告	次の1～3のいずれかに該当するとき(上の「廃止」の区分に該当するものを除く。) 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること

特例①：傷病・災害等の不慮の事由
 災害、傷病、その他のやむを得ない事由がある場合は、「廃止」又は「警告」区分に該当しない。
 ※「災害、傷病その他のやむを得ない事由」には新型コロナウイルス感染症の影響によるものを含む

次に該当する場合は、(GPA等が下位1/4であっても)「警告」区分に該当しない。

特例②：教育課程の特性
 学生等の所属する学部等の教育課程と密接に関連した、確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる場合

特例③：児童養護施設の入所者等
 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合

【その他】

- 旧給付型奨学金の取扱いと同様に、以下を要件とする。
 - ・ 日本国籍、法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は永住の意思が認められる定住者であること
 - ・ 高等学校等を初めて卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から大学等に入学した日までの期間が2年を経過していないこと
 - ・ 過去において本制度の支援対象としての認定を受けたことがないこと
 - ・ 保有する資産が一定の水準を超えていないこと(申告による。)
- 次のいずれかに該当する場合には、遡って認定を取り消す(返還等を求める。)。
 - ・ 偽りその他不正の手段により支援を受けた場合
 - ・ 大学等から退学・停学(無期限又は3ヶ月以上の者に限る。)の懲戒処分を受けた場合(3ヶ月未満の停学又は訓告の懲戒処分を受けた場合には認定の効力を停止する。)
 - ・ 「廃止」の区分に該当するもののうち、学業成績等が著しく不良であり、かつ災害・傷病その他のやむを得ない事由がない場合

支援対象者の要件(個人要件)等 <所得に関する要件と目安年収>

所得に関する要件

以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が以下の基準額に該当すること

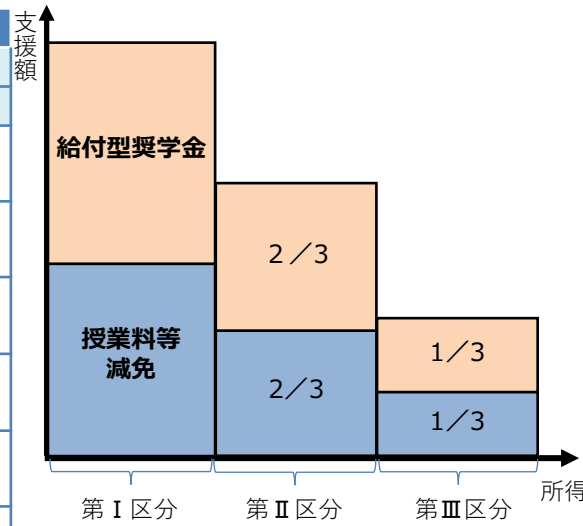
【算式】 **市町村民税の所得割の課税標準額 × 6% - (調整控除の額 + 税額調整額)** ※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額 + 税額調整額)に3/4を乗じた額となる。

- 【基準額】
- 第Ⅰ区分 (標準額の支援) **100円未満**
 - 第Ⅱ区分 (標準額の2/3支援) **100円以上～25,600円未満**
 - 第Ⅲ区分 (標準額の1/3支援) **25,600円以上～51,300円未満**

※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。

所得基準に相当する目安年収 (例)

		住民税非課税		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
(支援額)		3分の3	3分の2	3分の1
ひとり親世帯 (母のみが生計維持者の場合)	子1人 (本人)	～約210万円	～約300万円	～約370万円
	子2人 (本人・高校生)	～約270万円	～約360万円	～約430万円
	子3人 (本人・高校生・中学生)	～約270万円	～約360万円	～約430万円
	子3人 (本人・大学生・高校生)	～約350万円	～約450万円	～約510万円
ふたり親世帯 (両親が生計維持者)	子1人 (本人)	～約220万円	～約300万円	～約380万円
	子2人 (本人・中学生)	～約270万円	～約300万円	～約380万円
	子3人 (本人・高校生・中学生)	～約320万円	～約370万円	～約430万円
	子3人 (本人・大学生・高校生)	～約360万円	～約450万円	～約520万円



日本学生支援機構が提供している「進学資金シミュレーター」で、個別の世帯の年収等をもとに、給付奨学金の対象になるのか大まかに調べることができます。

「進学資金シミュレーター」
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

※年収は、両親の年収を合計したものとし、1万円の位を四捨五入している。
 ※子について、本人は18歳、中学生は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳とする。
 ※給与所得以外の収入はないものとする。(事業所得の場合は、目安年収が上記と異なる。)

- 毎年、直近の住民税課税標準額等を確認し、支援区分を見直す。
- 予期できない事由により家計が急変し、急変後の所得が課税標準額等(住民税)に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより、支援対象の要件を満たすと判断される場合、速やかに支援を開始する。

授業料等減免（上限）・給付型奨学金の支給額

【授業料等減免】

授業料等減免の額は、授業料等減免の対象となる学生等の在学する学校の種類、設置者等の別に応じた一定額（住民税非課税世帯については下の表の額）を上限として、当該学生等に係る授業料及び入学金の額とする。また、非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、非課税世帯の学生等に対する減免額の3分の2の額又は3分の1の額を減免する。

【給付型奨学金（学資支給金）】

非課税世帯の学生等に対しては、下の表の額を、非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、その額の3分の2の額を又は3分の1の額を支給する。

<昼間制>

		授業料減免 上限額（年額）	入学金減免 上限額 （一回限り支給）	給付額		
				月額	（参考）年額	
大学	国公立	535,800円	282,000円	自宅	29,200円	350,400円
				自宅外	66,700円	800,400円
	私立	700,000円	260,000円	自宅	38,300円	459,600円
				自宅外	75,800円	909,600円
短大	国公立	390,000円	169,200円	自宅	29,200円	350,400円
				自宅外	66,700円	800,400円
	私立	620,000円	250,000円	自宅	38,300円	459,600円
				自宅外	75,800円	909,600円
高専	国公立	234,600円	84,600円	自宅	17,500円	210,000円
				自宅外	34,200円	410,400円
	私立	700,000円	130,000円	自宅	26,700円	320,400円
				自宅外	43,300円	519,600円
専門学校	国公立	166,800円	70,000円	自宅	29,200円	350,400円
				自宅外	66,700円	800,400円
	私立	590,000円	160,000円	自宅	38,300円	459,600円
				自宅外	75,800円	909,600円

<夜間制> ※給付額は昼間制と同じ

		授業料減免 上限額（年額）	入学金減免 上限額 （一回限り支給）
	私立	360,000円	140,000円
短大	国公立	195,000円	84,600円
	私立	360,000円	170,000円
高専	国公立	※現在開講されていない	
	私立	※現在開講されていない	
専門学校	国公立	83,400円	35,000円
	私立	390,000円	140,000円

※ 私立の大学、短大、専門学校の通信課程における授業料等減免上限額等は以下のとおり。
（なお、高等専門学校及び国公立の大学、短大、専門学校においては、通信課程は現在開講されていない。）

授業料減免上限額（年額）.....130,000円 入学金減免上限額（一回限り支給）.....30,000円 給付額（年額）.....51,000円

※ 児童養護施設等の入所者等・生活保護世帯出身者のうち、居住に要する費用につき学資支給金による支援の必要性がないと認められる学生等の給付月額は以下のとおり。（これに該当しない自宅外通学の場合、給付額は上表のとおり。）

【大学、短大、専門学校】 国公立...33,300円、私立...42,500円、 【高専】 国公立...25,800円、私立...35,000円

※ 独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含む。

高等教育の修学支援新制度 スケジュール

		令和2年	令和3年										令和4年	
		9月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
令和3年度分採用手続	予約採用	令和3年度に大学等へ進学予定の高校3年生等対象												
		10月下旬～ 候補者決定通知	4/1～5/23 進学届	採用決定										
在学採用		令和3年度時点で大学等に既に在学している学生対象												
		9/1～11/30 申込受付(後期) 推薦期限 採用決定(後期) ～12/19	4/1～6/30 ◎ 申込受付(前期) 推薦期限	～7/25 採用決定(前期)	9月上旬～ 申込受付(後期)									
令和4年度分採用手続	予約採用	学生→大学等→機構												
		令和4年度に大学等へ進学予定の高校3年生等対象											10月下旬～	
		4月下旬～7月下旬 申込受付				8月上旬 推薦期限	申込内容の確認・審査		候補者決定通知					
		生徒→高校等→機構												
								申込受付	推薦期限	申込内容の確認・審査			候補者決定通知	

(注1) 上記は給付型奨学金の申込手続を示したものの。給付型奨学金の対象者は授業料等減免の対象者にもなる。学生は、各大学等が定める時期に、授業料等減免の申込手続を行う。
 (注2) 令和3年度の申込受付、推薦期限、申込内容の確認・審査、候補者決定通知、採用決定等の時期は予定である。
 (注3) 機構は日本学生支援機構を指す

進学資金シミュレーターの概要 <日本学生支援機構>



QRコード

大学・専門学校等への進学を考えている生徒や保護者が、進学の資金計画を立てる際に、HP上で自身の家計の情報等を入力することで、
①受けられる奨学金の種類、②受けられる奨学金の金額、③進学後の学生生活を送るための収支を試算できるシミュレーションツール。

(URL : <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>)

資金シミュレーターのイメージ (「給付奨学金シミュレーション (保護者の方向け) 」)

進学したら、生活費はいくらかかるのかな?

進学資金シミュレーター

進学を考えている高校生、在学中の方や保護者の皆様に向けた、進学資金や奨学金に関するシミュレーターです。このシミュレーターを使うことで、「進学したらどれくらいお金が必要になるのか」「どの奨学金の対象になるのか」「給付や貸与の額はどの程度になるのか」等を簡単に調べることができます。

シミュレーションする

トップ画面

生活費がいくらか、必要となるのか知りたい方はコチラ!

奨学金の種類やどの奨学金が利用できるのか知りたい方はコチラ!

学生生活費シミュレーション START

奨学金選択シミュレーション START

いくつかの質問に答えて「計算する」ボタンを押すと生活費のシミュレーションが行えます。

いくつかの質問に答えて「計算する」ボタンを押すと奨学金のシミュレーションが行えます。

奨学金の種類・返済シミュレーション

いくつかの質問に答えることで貸与額や毎月の返済額。

利用したいシミュレーションを選択

給付奨学金シミュレーション (保護者の方向け) 情報入力

収入 (「年収」や「所得」等) は2018年1年間 (1~12月) の情報を入力してください。また、年齢や、世帯 (家族の人数等) については、2018年12月31日時点の情報を入力してください。

【家計】 申込者の生計を維持している人について回答してください。

- 申込者の生計を維持している人の状況は次のうちどれですか。
 共働き 両親とも居るが片働き ひとり親 申込者自身
 その他以外
- 申込者の世帯は、生活保護を受けていますか。
 受けていない 受けている
- 申込者の生計を維持している人 (1人目) の情報を入力してください。
 1人目の年齢は、
 (45) 歳
 1人目の給与収入は、
 (200.0) 万円
 公的若年給付収入は、
 (0.0) 万円
 給与・年金以外の所得は、
 (0.0) 万円

入力画面
収入額等に関する情報を入力

給付奨学金シミュレーション (保護者の方向け) 結果表示

満額の支援

申込者の生計を維持している人の収入等に応じて、給付奨学金は以下のように該当します。申込者と生計を維持している人として、進学資金について相談してみましょう。

給付月額	75,800円
参考：支給額算定基準額(1人目)	0円

進学先への申込により、授業料等減免の支援対象となります。
 ※給付奨学金に加え第一種 (無利子) 奨学金の貸与を希望する場合、第一種 (無利子) 奨学金の貸与を受けることができる金額に制限がかかります。上限金額は月額0円です。
 ※支給額算定基準額とは、収入や所得から算出される、給付月額や授業料減免の区分を決定するための額です。

※シミュレーションの結果表示された支援額は進学資金が不足することが想定される場合や、一定以上の収入又は所得があるために支援対象に該当しない場合であっても、当機構の貸与奨学金を利用できることがあります。貸与奨学金シミュレーションもご利用ください。

※シミュレーション結果はあくまで参考であり、実際に奨学金等の申請された際の結果ととの差異に対しては、当機構は一切の責任を負いません。

※本シミュレーションでは、あなたが入力した情報をもとに仮の金額を算出しています。実際の審査の際に用いる金額は異なることがあります。また、法令等の制定・改正等に応じて、算出方法は予告なく変更される場合があります。

結果表示画面
支援される金額等が表示

進学資金シミュレーター

奨学金選択シミュレーション

給付奨学金シミュレーション (生徒・学生の方向け)

生計維持者、世帯構成、進学希望先等に関する**簡易な情報**の入力で、世帯の**年収がどのくらいであれば、どのくらいの額の支給が受けられるか**を表示。どのような世帯が給付奨学金の対象になるのか、簡単に知ることができる。

給付奨学金シミュレーション (保護者の方向け)

生計維持者、**収入額**、世帯構成、進学希望先等に関する**詳細な情報**の入力で、**支給の可否やその条件に応じた支給月額**を表示。自身の世帯が給付奨学金の対象になりそうかどうか、詳細な情報をもとに確認できる。

貸与奨学金シミュレーション

世帯構成、**収入額**、進学希望先等に関する情報の入力で、**貸与を受けることができる奨学金の種類 (無利子奨学金か、有利子奨学金か) と貸与月額**を表示。

学生生活費シミュレーション

家庭からの仕送りや奨学金などの収入額と、授業料や住居光熱費などの支出額を入力することで、**進学後の資金計画を立て、また利用する奨学金の金額を判断**するための情報が表示される。

【参考】奨学金貸与・返還シミュレーション 貸与型奨学金 (無利子・有利子奨学金) について、どのくらいの金額の貸与を受けたら、どのくらいの月額・期間で返還することになるかを試算可能

家計が急変した学生等への支援について

(高等教育の修学支援新制度
～授業料等減免・給付型奨学金～)

趣旨

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免＋給付型奨学金）は、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として支援。住民税は、前年所得をもとに算定されているが、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする。

家計を急変させる予期できない事由 (急変事由)

生計維持者（学生の父母等）の死亡、事故・病気（による就労困難）、**失職（※）、災害等やむを得ない事由**

（※）失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。



→ この「やむを得ない事由」の中に、**今般の新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変についても対象にするよう運用を拡充**

	原則	家計急変の場合の特例
申込	年2回（4月始期分、10月始期分）	随時（急変事由の発生後3カ月以内に申し込み）
支援開始時期	4月始期 又は 10月始期	随時（認定後速やか） ※申請日の属する月の分から支給開始できるよう省令変更
対象者	家計、学業その他の要件を満たす者	急変事由が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者
所得基準	住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村民税所得割 課税標準額×6% - (調整控除の額 + 税額調整額)	左記に準ずる額（年間所得の 見込額 を基に基準額を算定）
判定対象となる所得	前年所得 ※機構はマイナンバーで住民税情報を捕捉	急変事由が生じた後の所得 ※給与明細や帳簿等で確認 ※ 新型コロナウイルス感染症による影響で家計が急変した後の1ヶ月程度の所得で判定
支援区分の変更	毎年、夏に最新の住民税情報を確認し、10月分の支援から、支援区分を見直し（年1回）	3カ月毎に、急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し（一定期間経過後は通常の扱いに戻す）

支援額（例）

	授業料等減免		給付型奨学金	
	入学金	授業料	自宅生	自宅外生
国公立大学	約28万円	約54万円	約35万円	約80万円
私立大学	約26万円	約70万円	約46万円	約91万円

※左記は住民税非課税世帯の場合。準ずる世帯の場合は2/3又は1/3。

※短期大学、高専、専門学校はそれぞれ支援額が異なる。

予算 **令和4年度予算額（案）** 5,196億円

授業料等減免 2,671億円 ※公立大学等及び私立
給付型奨学金 2,525億円 専門学校に係る地方負担分（405億円）は含まない。

国・地方の所要額 5,601億円

学生の経済的支援等に関する大学等への周知・要請

授業料の納付猶予・減免等に関すること

- 入学料等初年度納付金や授業料等の納付が困難な学生等に対しては、新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に厳しい世帯の学生等がいることも踏まえ、各大学等においてそれぞれ実施している授業料等の納付猶予、分納、免除及び減額について、納付時期の猶予等の弾力的な取扱いや減免等の柔軟な御配慮をいただくよう、改めてお願いします。
 - 入学時に一時的にかさむ費用の支出が困難な学生等に対しては、機構の入学時特別増額貸与奨学金（有利子による一時金）や生活福祉資金貸付制度（都道府県社会福祉協議会）等の活用について周知をお願いします。
 - くれぐれも、経済的理由によりやむを得ず授業料等の期限までの納入が困難となっている学生等を即座に除籍とする等の不適切な対応を行うことがないようにしてください。
- ※各大学等が独自に行う家計急変を事由とする授業料減免に対する支援について、令和2年度1次補正予算及び2次補正予算に計上

奨学金等に関すること

- 他省庁などの支援策も含めた、経済的に困難な学生等が活用可能な支援策を一覧にまとめた資料を作成しました。…(略)家計が急変して緊急に支援する必要がある世帯の学生等に対しては、高等教育の修学支援新制度や機構の貸与型奨学金の両制度において、令和3年度以降も随時申込を受け付けます。…(略)加えて、各大学等が独自に行う授業料等減免のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し授業料等の支払いが困難となった学生等に対する授業料等減免にも取り組んでいただいております。…(略)令和3年度においても、引き続き、これらの学生等に対し御配慮いただくようお願いいたします。

休学中の在籍料に関すること

- 各大学において経営状況は個々に異なる事情はあつつも、学生の経済的な負担を軽減する観点から、休学中に在籍料等を徴収する場合には、納付時期の猶予等の弾力的な取扱い、減免、徴収金の再入学後の授業料等への充当等の柔軟な対応について御配慮いただくよう、お願いします。

- ✓ 大学等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に際して留意いただきたい事項等について(令和2年4月17日付通知)
- ✓ 新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等への経済的支援等に関する「学生の“学びの支援”緊急パッケージ」の公表及び相談対応等における留意点について(令和2年5月29日付事務連絡)
- ✓ 大学等における新型コロナウイルス感染症対応ガイドラインについて(令和2年6月5日付通知)
- ✓ 新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等に対する追加を含む経済的な支援及び学びの継続への取組に関する留意点について(令和2年12月18日付事務連絡)
- ✓ **経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について(令和3年3月26日付通知)**

などにより周知

**困難を抱える学生等の支援のため、
上記について繰り返し周知・要請**

学生の周知・相談体制に関する大学等への周知・要請

周知・相談体制に関すること

- 支援を必要としている学生一人一人に確実に情報が行き渡るよう、重ねてお願いします。併せて、経済的困窮や精神的な不安を抱えた学生等に対しては、個々の事情を聴き取りながら修学継続に向けた相談に応じるなど、適切かつきめ細かな対応をお願いします。また、相談体制については、学内の組織体制の整備（相談窓口の設置や教職員への研修、電話やメール等での相談にも確実に対応できる体制の確保）、専門家との連携等を行うこと等を徹底いただき、困難や不安を抱える学生等の目線に立った対応をお願いします。
- 「経済的理由による退学相談の際の対応における修学継続チェックリスト(例)」…(略)も参考として、丁寧かつ親身な相談対応をいただくとともに、必要に応じて学生等に支援策の情報と併せてチェックリストを周知するなどしていただくよう、お願いします。(くれぐれも、経済的理由によりやむを得ず授業料等の期限までの納入が困難となっている学生等を即座に除籍とする等の不適切な対応を行うことがないようにしてください。)
- 新型コロナウイルス感染症の影響により中途退学をせざるを得なかったような学生等が、経済状況等の変化により再入学を希望する場合には、再入学に係る学内規定の運用等により、再入学者が支障なく学修を継続できるよう柔軟に対応するなど、御配慮をお願いします。

経済的理由による退学相談の際の対応における修学継続チェックリスト(例)

- I 退学検討の理由を確認し、修学継続に向けた丁寧な相談対応をしましたか？
- II 退学検討の理由が経済的困難である場合、以下の支援制度等に該当する学生等である可能性（詳細は「経済的に困難な学生等が活用可能な支援策（令和3年4月～）」及び文部科学省特設サイト（※1）参照。申請期限等に御注意ください）があります。これらの支援制度等について十分に案内の上、申請等に関する意向確認を丁寧に行いましたか？

主な該当者	主な支援策
低所得世帯の学生等	<input type="checkbox"/> 高等教育の修学支援新制度・貸与型奨学金 <input type="checkbox"/> 生活福祉資金貸付（緊急小口資金の特例貸付、教育支援資金）
低所得世帯以外の学生等	<input type="checkbox"/> 日本学生支援機構の貸与型奨学金 <input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫の国の教育ローン
家計が急変した学生等	<input type="checkbox"/> 高等教育の修学支援新制度及び貸与型奨学金の家計急変対応 ※家計急変後の収入に応じ、随時申請可能 <input type="checkbox"/> 各大学独自の授業料等減免、納付猶予等
家庭から自立してアルバイト収入により学費を賄っているアルバイト収入減の学生等	<input type="checkbox"/> 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金 <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 <input type="checkbox"/> 生活福祉資金貸付（緊急小口資金の特例貸付、教育支援資金）等
家庭内暴力（DV）で避難している者や児童養護施設等から通学している者等、父母等から支援を受けられない学生	<input type="checkbox"/> 上記支援等 ※（高等教育の修学支援新制度を含め）各種制度等において、状況により、独立生計と認められる場合あり
返還に不安があり貸与型奨学金等の利用を躊躇している学生等	<input type="checkbox"/> 日本学生支援機構の貸与型奨学金における、返還困難者向けの支援制度（返還期限猶予・減額返還）や、所得連動型返還方式の選択 ※生活福祉資金貸付金のうち緊急小口資金等の特例貸付では、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除

※1 文部科学省HP「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等への経済的支援一覧」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/benefit/index.html

※2 本チェックリストは基本的な確認事項についてまとめた例であり、実際の運用に当たっては、各大学等の実情に合わせて、また、各大学等や自治体における独自の支援策も踏まえながら、適切に御対応ください。また、必要に応じ、学生に対して支援策をお知らせする際に、併せて御活用ください。

- ✓ 大学等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に際して留意いただきたい事項等について(令和2年4月17日付通知)
- ✓ 新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等への経済的支援等に関する「学生の“学びの支援”緊急パッケージ」の公表及び相談対応等における留意点について(令和2年5月29日付事務連絡)
- ✓ 大学等における新型コロナウイルス感染症対応ガイドラインについて(令和2年6月5日付通知)
- ✓ 新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等に対する追加を含む経済的な支援及び学びの継続への取組に関する留意点について(令和2年12月18日付事務連絡)
- ✓ 経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について(令和3年3月26日付通知)

などにより通知

**困難を抱える
学生等の支援のため
上記について繰り返し
周知・要請 12**

大学・専門学校等への入学前・入学後に学生又は保護者が利用可能な支援制度

(令和3年11月現在)

国の教育ローン（日本政策金融公庫）

貸付限度額	350万円以内（学生一人あたり）
対象	融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、世帯年収による制限あり。子供の人数に応じて幅広く対応 (例：子供2人の場合世帯年収が890万円以内)
利息	年1.65%（固定金利）※2021年11月時点
備考	日本学生支援機構の奨学金との併用可、 受験費用は合格前から借入れ可能 。 低所得世帯、ひとり親世帯、多子世帯などは金利や返済期間の優遇制度あり。
問合せ先	日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html

生活福祉資金貸付制度【教育支援資金】（都道府県社会福祉協議会）

貸付限度額	①教育支援費 <大学> 月額6万5千円以内 <短大等> 月額6万円以内 ※特に必要と認める場合は、上記上限額の1.5倍まで貸付可 ②就学支度費 50万円以内
対象	低所得世帯：必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）
保証人	不要(世帯内で連帯借受人が必要)
利息	無利子
償還期限	据置期間：卒業後6か月以内 償還期限：据置期間経過後20年以内
問合せ先	お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会 (市区町村社会福祉協議会の連絡先が分からないときは都道府県社会福祉協議会にお問合せください。) 【参考】都道府県社会福祉協議会 お問合せ先一覧 https://www.shakyo.or.jp/network/kenshakyo/index.html

労働金庫（ろうきん）の入学時必要資金融資

貸付限度額	入学時に進学先に支払う教育資金（入学金、授業料。進学先に納入済みのものは対象外）に対して、申込時に選択した入学時特別増額貸与奨学金の額（10万円～50万円の間で選択した金額）が限度となる。※申請時に選択した金額を超えての融資は行えません。
対象	日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」の採用候補者となった方
利息	年1.66%程度（固定金利）※2021年9月1日現在
備考	<ul style="list-style-type: none"> 入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申込み、低所得等を理由に利用できなかった世帯の生徒に貸与する。 ※予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。 労働金庫から受けた融資の返済は、進学後に振り込まれる入学時特別増額貸与奨学金により一括返済する。
問合せ先	労働金庫 https://all.rokin.or.jp/

新制度の周知にあたっての大学等の皆様方へのお願い

各大学等の皆様方のご理解・ご協力により、新制度については、多くの学生等からの申込みをいただくことができ、心よりお礼申し上げます。

今後とも、高等教育の修学支援新制度の支援対象者としての要件を満たす学生等が、ひとりでも多く本制度を利用いただけるよう、次のポイントを踏まえつつ、より一層の周知をいただくようお願いいたします。

ポイント① 令和4年4月から令和4年度在学採用の申込みが始まります。

令和3年度に実施した予約採用（進学前）で申し込みできなかった方であっても、4月以降の在学採用で申し込むことができます。
（新制度では、どちらで申し込んでも支援内容や基準は変わりません。）

ポイント② 授業料等減免と給付型奨学金（生活費）を併せた手厚い支援が本制度の特徴です。

無利子貸与奨学金との併給に制限がかかることにより手元に入る現金が減ることを理由に、本制度への申込みを避けるケースもあると伺っています。このような方には、ほとんどの場合、授業料等減免と給付型奨学金との支援を併せて受けることにより、全体としては今までより大きな支援を受けられることを理解いただくことが大切であると考えています。

ポイント③ 本制度に少しでも興味を持った方には、ぜひ、こちらを！

より多くの学生・生徒やその保護者の方々に、本制度のことを知っていただけるよう、文部科学省と日本学生支援機構において次のコンテンツを用意しています。是非ともご覧いただくようご案内ください。



文部科学省 特設ホームページ
「学びたい気持ちを応援します」
 （制度全体の概要をご案内しています。）



日本学生支援機構 進学資金シミュレーター
「給付奨学金シミュレーション」
 （自身が対象となるかなどを大まかに調べられます。）



「高等教育の修学支援」公式キャラクター
 【まねこ先生（左）とまなびーニャ（右）】



2020年4月から新制度がスタートしています!

対象

住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生

支援内容

授業料・入学金の
免除/減額

+

給付型奨学金の
支給

返済不要!

申請期間

2022年4月以降(学校ごとに異なります)

- 2021年度に申し込めなかった人、または認定を受けられなかった人でも4月以降に申し込めます!
- 収入が一定金額以下であれば、住民税非課税世帯でなくても支援の対象となる可能性があります。
(世帯収入に応じた3段階の基準で支援額が決定 ※ 学業成績・学修意欲等に関する要件も満たす必要があります。)



修学支援
新制度

「高等教育の修学支援」公式キャラクター
【まねこ先生(左)とまなびーニャ(右)】

- 特に、以下のような人も、支援対象となり得るので、制度について調べてみましょう!

- ・貸与型奨学金(無利子・有利子)を借りている人 ⇒ 新制度なら給付型奨学金を受けられる可能性があります
- ・今まで奨学金や授業料等の減免を受けていなかった人 ⇒ 支援の内容が大幅に充実するので確認してみましょう

くわしい情報はこちら

文部科学省
特設HP



高等教育の修学支援
LINE公式アカウント



日本学生支援機構
進学資金シミュレーター



「学びたい気持ちを応援します」
(制度全体の概要を確認できます。)

「給付奨学金シミュレーション」
(自身が対象となるかななどを
だまかに調べられます。)

支援内容や手続きなどの相談窓口

- 日本学生支援機構 奨学金相談センター
電話:0570-666-301(月~金, 9:00~20:00)
*土日祝日, 年末年始を除く。通話料がかかります。
*給付型奨学金のほか, 貸与型奨学金や返還のご相談も可能です。
- 各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口
申込手続きのスケジュールや個別の提出書類は,
在学中の学校の学生課や奨学金窓口にご相談してみましょう。

新制度の周知にあたっての高校・中学校等の皆様方へのお願い

各高校等の皆様方のご理解・ご協力により、予約採用においては、多くの高校3年生等からの申込みをいただくことができ、心よりお礼申し上げます。

今後とも、高等教育の修学支援新制度の支援対象者としての要件を満たす生徒が、ひとりでも多く本制度を利用いただけるよう、次のポイントを踏まえつつ、より一層の周知をいただくようお願いいたします。

ポイント① 令和4年4月に進学予定の生徒で、今年度実施した予約採用に申し込めなかった方でも、進学後の在学採用に申し込むことができます。

令和3年度の予約採用（進学前の採用）は、4月から実施し、7月末に締め切りました。
進学後の在学採用は4月から実施予定です。詳細なスケジュールは進学先の学校にお問い合わせください。

ポイント② 高校1・2年生や中学生などにも周知を！

大学等への進学を考えている高校1・2年生や中学生など（注）にも、本制度を知っていただきたいと思います。日頃の進路指導に際して、本制度を生徒にご周知ください。

（注）高等専門学校（1～3年次）の学生、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の高等部・中等部、専修学校の高等課程の生徒を含みます。

ポイント③ 授業料等減免と給付型奨学金（生活費）を併せた手厚い支援が本制度の特徴です。

学校種ごとの上限額まで授業料や入学金の減額又は免除を受けることができます。学業に専念するのに十分な給付型奨学金も支給されます。大学等でしっかり学びたい方には、是非、本制度を活用していただきたいと考えています。

ポイント④ 本制度に少しでも興味を持った方には、ぜひ、こちらを！

より多くの学生・生徒やその保護者の方々に、本制度のことを知っていただけるよう、文部科学省と日本学生支援機構において次のコンテンツを用意しています。是非ともご覧いただければと思います。



「高等教育の修学支援」公式キャラクター
【まねこ先生（左）とまなびーニャ（右）】

文部科学省 特設ホームページ
「**学びたい気持ちを応援します**」
（制度全体の概要をご案内しています。）



日本学生支援機構 進学資金シミュレーター
「**給付奨学金シミュレーション**」
（自身が対象となるかななどを大まかに調べられます。）





2020年4月から新制度がスタートしています!

対象 住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生

支援内容 大学・短大・高専(4~5年)・専門学校の

授業料・入学金の
免除/減額

+

給付型奨学金の
支給

返済不要!

申請期間

2022年4月以降(学校ごとに異なります)
※2021年度は終了していますが、進学後に大学等に申し込むことができます。

- 授業料等減免と給付型奨学金(生活費)を併せた手厚い支援が受けられます。「高等教育の修学支援」公式キャラクター「まねご先生(左)とまなびーニャ(右)」
- 高校等ごとの推薦枠(人数上限)はありません。(注)高校等には、高等専門学校(3年次)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を含みます。
- 高校等の成績だけで否定的な判断をせず、レポートや面談により本人の学修意欲や進学目的等を確認します。
- 進学先の大学等では、しっかり学習することが求められます。(成績次第で警告や支援の打切りもあります。)



くわしい情報はこちら

文部科学省 高等教育の修学支援
特設HP LINE公式アカウント



「学びたい気持ちを応援します」
(制度全体の概要を確認できます。)

日本学生支援機構
進学資金シミュレーター



「給付奨学金シミュレーション」
(自身が対象となるかなどを
大まかに調べられます。)

支援内容や手続きなどの相談窓口

- 日本学生支援機構 奨学金相談センター
電話:0570-666-301(月~金, 9:00~20:00)
*土日祝日, 年末年始を除く。通話料がかかります。
*給付型奨学金のほか、貸与型奨学金や返還のご相談も可能です。
- 各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口
進学を目指す大学や専門学校の授業料等減免制度については、各学校の学生課や奨学金窓口にご相談してみましょう。